

発議第1号

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する
規則の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和4年1月18日

提出者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 生田 邦夫

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 久保 久良

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会規則の一部を改正する規則

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会規則（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第70条第1項中「並びに請願者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。